

令和 7 年の平和宣言について

1 宣言作成の基本姿勢

- (1) 平和宣言の作成に当たっては、これまでと同様に「被爆者の思いを伝える」ことを主眼に置きつつ、「平和宣言に関する懇談会」での意見を踏まえて起草した。
- (2) 構成要素としては、「被爆の実相」、「時代背景を踏まえた事項」、「核兵器廃絶に向けた訴え」、「被爆者援護施策充実の訴え」、「原爆犠牲者への哀悼の意」、「平和への決意」の 6 つを盛り込んでいる。
- (3) 市民レベル、国家レベルのいずれにおいても、自分よりも他者の立場を重視する考え方を優先することが大切であるという認識の下、為政者と若者を始めとする市民社会が起こすべき行動を強調し、広く理解してもらうため、できるだけ分かりやすい展開になるよう努めた。

2 宣言の骨子

- (1) 宣言の冒頭で被爆者の体験記を用いて、生き延びた被爆者の後悔の念や、核兵器廃絶を決してあきらめない被爆者の思いを紹介し、被爆者の体験に基づく平和への思いを伝えていくことが、ますます大切になっていることを訴える。
- (2) ロシアによるウクライナ侵攻や混迷を極める中東情勢を受け、世界で軍備増強の動きが加速しており、自国を守るためには核兵器の保有もやむを得ないという考え方が為政者の中で強まりつつあること、また、そうした状況は、国際社会の平和構築のための枠組みを揺るがすものであることを指摘する。
- (3) 若い世代には、安全保障や核兵器のあり方は非人道的な結末をもたらす得る課題であることを自覚した上で、核兵器廃絶への思いを市民社会の総意にするための活動を先導することを期待するとともに、「平和文化」の振興は難しいことではなく、自分たちが日常生活の中でできることを見つけて行動してほしいと訴える。
- (4) 広島市は、「平和文化」に触れることができる場を提供し続け、また、平和首長会議の会長都市として、世界の加盟都市と連帯し、「平和文化」を世界中に根付かせることにより、核抑止力に依存する為政者の政策転換を促していくことを宣言する。
- (5) 世界の為政者に対しては、安全保障政策そのものが国家間の争いを生み出すものになっていないかと問い掛け、広島を訪れて被爆の実相を確かめ、対話を通じた信頼関係に基づく安全保障体制の構築に向けた議論を開始すべきではないかと呼び掛ける。
- (6) 日本政府に対しては、国際社会の分断解消に向けて主導的な役割を果たすとともに、核兵器禁止条約の締約国となることは、被爆者の願いに応え、「ヒロシマの心」を体現することにほかならないと指摘し、第 1 回再検討会議にオブザーバー参加することを求める。また、被爆者の苦悩に寄り添い、在外被爆者を含む被爆者支援策を充実することを強く求める。

3 宣言の発信

平和を願う「ヒロシマの心」を、引き続きより早く届くようにするために、英語版の平和宣言の動画を、式典における平和宣言直後に広島市公式 YouTube チャンネルで配信する。また、若い世代を含め、世界のより多くの人に共有してもらえよう、平和首長会議加盟都市や ICAN 等の関係者、式典に参列した大使等に上記動画について情報提供し、周知を依頼するとともに、平和文化アンバサダーによる発信のほか、本市公式 SNS による事前告知やプッシュ配信なども実施する。さらに、動画のリンクを二次元バーコードにして掲載した平和宣言文を平和記念資料館に配架するとともに、各国の駐日大使館や国連代表部等に送付する。